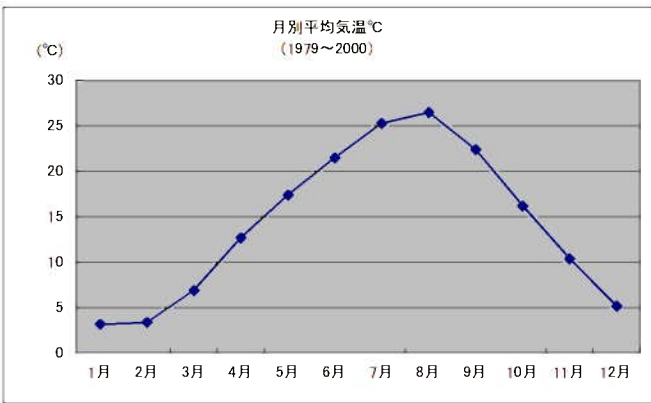
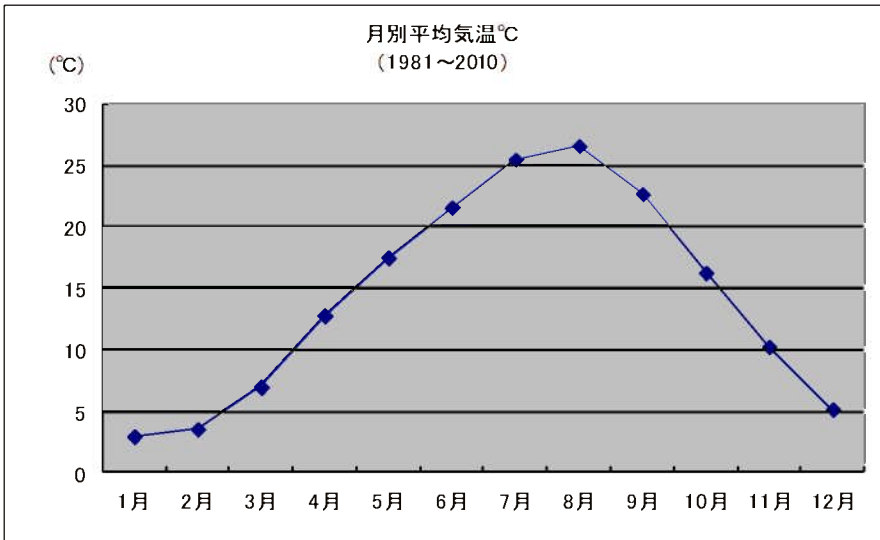
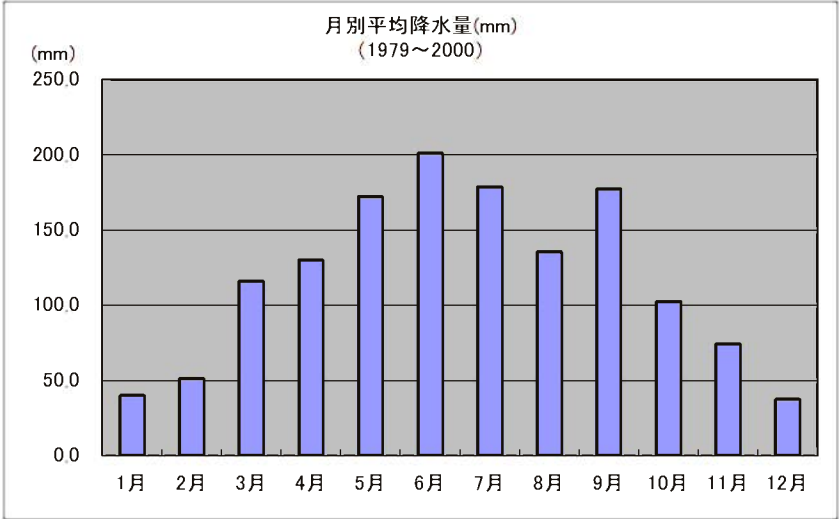


加東市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照表

現 行	改 正 後																																																
風水害総則－11 第3 気象 2 気象統計 市域に最も近い気象台の観測所である西脇アメダスの記録によれば、気象は年間平均気温の平均値 14.3℃、年間最高気温の平均値 35.4℃、年間最低気温の平均値－6.5℃（いずれも 1979～2006 平均値）、年間降水量の平均値 1,397mm である（1976～2006 平均値）。月平均降水量を上回るのは主に梅雨時期であるが、それ以外に台風期である 9 月も月平均降水量が多い。 過去 5 ヲ年での年降水量は、2002 年 1,064mm、2003 年 1,640mm、2004 年 1,850mm、2005 年 979mm、2006 年 1,662mm と推移している。 風水害総則－12 3 気象極値 西脇アメダス資料により極値表、月別平均気温及び月別平均降水量のグラフを以下にまとめた。 雨量極値表 <table><tr><th>種別 順位</th><th>月間降水量 mm</th><th>日降水量mm</th><th>時間降水量 mm</th></tr><tr><td>1 位</td><td>452 (1976.9)</td><td>167 (1983.9.28)</td><td>64 (1983.9.28)</td></tr><tr><td>2 位</td><td>423 (2006.7)</td><td>158 (1996.8.28)</td><td>57 (1996.8.28)</td></tr><tr><td>3 位</td><td>373 (1993.8)</td><td>145 (2004.10.20)</td><td>56 (1976.9.13)</td></tr><tr><td>4 位</td><td>367 (1983.9)</td><td>138 (2004.9.29)</td><td>55 (1995.6.26)</td></tr><tr><td>5 位</td><td>355 (1995.7)</td><td>123 (1999.9.15)</td><td>53 (2000.10.9)</td></tr></table> (統計期間：1976.3～2007.2) 月別平均気温℃ (1979～2000) 	種別 順位	月間降水量 mm	日降水量mm	時間降水量 mm	1 位	452 (1976.9)	167 (1983.9.28)	64 (1983.9.28)	2 位	423 (2006.7)	158 (1996.8.28)	57 (1996.8.28)	3 位	373 (1993.8)	145 (2004.10.20)	56 (1976.9.13)	4 位	367 (1983.9)	138 (2004.9.29)	55 (1995.6.26)	5 位	355 (1995.7)	123 (1999.9.15)	53 (2000.10.9)	第3 気象 2 気象統計 市域に最も近い気象台の観測所である西脇アメダスの記録によれば、気象は年間気温の平均値 14.3℃、年間最高気温の平均値 35.6℃、年間最低気温の平均値－6.4℃（いずれも 1979～2011 平均値）、年間降水量の平均値 1,374mm である（1976～2011 平均値）。月平均降水量を上回るのは主に梅雨時期であるが、それ以外に台風期である 9 月も月平均降水量が多い。 過去 5 ヲ年での年降水量は、2007 年 1,345mm、2008 年 1,202mm、2009 年 1,409mm、2010 年 1,700mm、2011 年 1,763 mm と推移している。 3 気象極値 西脇アメダス資料により極値表、月別平均気温及び月別平均降水量のグラフを以下にまとめた。 雨量極値表 <table><tr><th>種別 順位</th><th>月間降水量 mm</th><th>日降水量mm</th><th>時間降水量 mm</th></tr><tr><td>1 位</td><td>529 (2011.9)</td><td>182 (2011.9.20)</td><td>64 (1983.9.28)</td></tr><tr><td>2 位</td><td>452 (1976.9)</td><td>167 (1983.9.28)</td><td>57 (1996.8.28)</td></tr><tr><td>3 位</td><td>423 (2006.7)</td><td>158 (1996.8.28)</td><td>56 (1976.9.13)</td></tr><tr><td>4 位</td><td>373 (1993.8)</td><td>145 (2004.10.20)</td><td>55 (1995.6.26)</td></tr><tr><td>5 位</td><td>369 (2011.5)</td><td>138 (2004.9.29)</td><td>53 (2000.10.9)</td></tr></table> (統計期間：1976.3～2012.2) 月別平均気温℃ (1981～2010) 	種別 順位	月間降水量 mm	日降水量mm	時間降水量 mm	1 位	529 (2011.9)	182 (2011.9.20)	64 (1983.9.28)	2 位	452 (1976.9)	167 (1983.9.28)	57 (1996.8.28)	3 位	423 (2006.7)	158 (1996.8.28)	56 (1976.9.13)	4 位	373 (1993.8)	145 (2004.10.20)	55 (1995.6.26)	5 位	369 (2011.5)	138 (2004.9.29)	53 (2000.10.9)
種別 順位	月間降水量 mm	日降水量mm	時間降水量 mm																																														
1 位	452 (1976.9)	167 (1983.9.28)	64 (1983.9.28)																																														
2 位	423 (2006.7)	158 (1996.8.28)	57 (1996.8.28)																																														
3 位	373 (1993.8)	145 (2004.10.20)	56 (1976.9.13)																																														
4 位	367 (1983.9)	138 (2004.9.29)	55 (1995.6.26)																																														
5 位	355 (1995.7)	123 (1999.9.15)	53 (2000.10.9)																																														
種別 順位	月間降水量 mm	日降水量mm	時間降水量 mm																																														
1 位	529 (2011.9)	182 (2011.9.20)	64 (1983.9.28)																																														
2 位	452 (1976.9)	167 (1983.9.28)	57 (1996.8.28)																																														
3 位	423 (2006.7)	158 (1996.8.28)	56 (1976.9.13)																																														
4 位	373 (1993.8)	145 (2004.10.20)	55 (1995.6.26)																																														
5 位	369 (2011.5)	138 (2004.9.29)	53 (2000.10.9)																																														

風水害総則－13



風水害総則－14

第2節 社会的条件

第1 人口・世帯

平成17年国勢調査によれば、市の総人口は、39,970人、世帯数13,155世帯、人口密度253.8人／k m²である。人口分布は、社地域52％、滝野地域30％、東条地域18％となっており、社地域に人口の約5割が集中している。世帯平均人数は3.0人であり、世帯数は人口分布と似た割合で分布している。

平成17年の人口は、平成12年に比べ減少している。減少数は718人、減少率は－1.8％である。その内訳は、滝野地域だけが増加（+144人）、その他の地域は810～850人程度減少している。

65歳以上の人口が占める割合は、20.3％で、65歳以上の親族がいる一般世帯の割合は41.2％、うち高齢単身世帯は13.4％である。全市平均では、約4割で65歳以上の高齢者がいることになるが、高齢者がいる世帯の割合は社地域が39.8％、滝野地域が34.4％、東条地域が54.1％である。

平成12年の国勢調査によると、加東市の昼夜間人口は、昼間人口が約7.5％夜間人口より多い状況である。

人口・世帯

人口	世帯数	人口密度	平均世帯人員
39,970人	13,155世帯	253.8人／k m ²	3.0人

地域別人口

区分	人口総数	男	女	世帯数
社地域	20,732	10,111	10,621	7,436
滝野地域	11,967	5,924	6,043	3,950
東条地域	7,271	3,543	3,728	2,281
加東市計	39,970	19,578	20,392	13,155

資料) 国勢調査22年

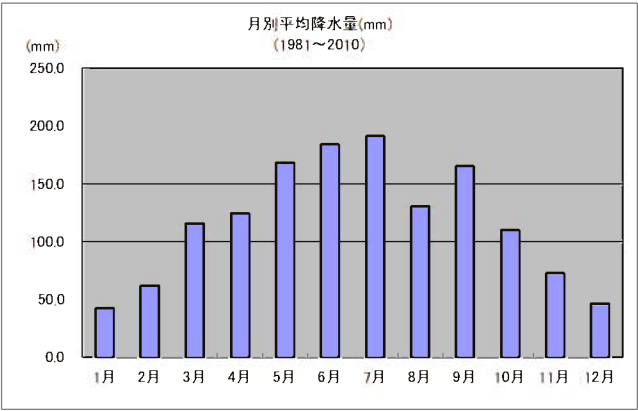
年齢別・地域別人口

単位:人

区分	0～14 歳	15～64 歳	65 歳以上	総数
				20,732(15 3)
社地域	3,174	13,400	4,005	
滝野地域	2,124	7,604	2,236	11,967(3)
東条地域	957	4,451	1,863	7,271(0)
加東市計	6,255	25,455	8,104	39,970(15 6)

資料) 国勢調査平成 17 年

※総数は年齢不詳を含む。 () 内数値は年齢不詳者



第2節 社会的条件

第1 人口・世帯

平成22年国勢調査によれば、市の総人口は、40,181人、世帯数14,133世帯、人口密度255.1人／k m²である。人口分布は、社地域52％、滝野地域30％、東条地域18％となっており、社地域に人口の5割強が集中している。世帯平均人数は2.8人であり、世帯数は人口分布と似た割合で分布している。

平成22年の人口は、平成17年に比べ増加している。増加数は211人、増加率は+0.5％である。その内訳は、社地域+143人、滝野地域+53人、東条地域は+15人の増加となっている。

65歳以上の人口が占める割合は、22.1％で、65歳以上の親族がいる世帯の割合は40.9％、うち高齢単身世帯は16.8％である。高齢者がいる世帯の割合は社地域が39.8％、滝野地域が36.0％、東条地域が52.3％である。

平成22年国勢調査によると、加東市の昼夜間人口は、昼間人口が約10.4％夜間人口より多い状況である。

人口・世帯

人口	世帯数	人口密度	平均世帯人員
40,181人	14,133世帯	255.1人／k m ²	2.8人

地域別人口

区分	人口総数	男	女	世帯数
社地域	20,875 (52%)	10,233	10,642	7,436
滝野地域	12,020 (30%)	5,909	6,111	4,197
東条地域	7,286 (18%)	3,596	3,690	2,500
加東市計	40,181 (100%)	19,738	20,443	14,133

資料) 平成 22 年国勢調査

年齢別・地域別人口

単位:人

区分	0～14 歳	15～64 歳	65 歳以上	総数
社地域	2,915 (14%)	13,603 (65%)	4,357 (21%)	20,875 (100%)
滝野地域	1,950 (16%)	7,555 (63%)	2,515 (21%)	12,020 (100%)
東条地域	940 (13%)	4,357 (60%)	1,989 (27%)	7,286 (100%)
加東市計	5,805 (14%)	25,515 (64%)	8,861 (22%)	40,181 (100%)

資料) 平成 22 年国勢調査

昼夜間人口

単位:人		
区分	夜間人口	昼間人口
社地域	21,524	24,737
滝野地域	11,823	11,553
東条地域	7,320	7,444
加東市計	40,667	43,734

資料) 国勢調査平成 12 年

第2 土地利用

加東市では、山林の占める割合が最も多く、次いで田、その他と続いている。また、宅地は全体の約 11%となっている。

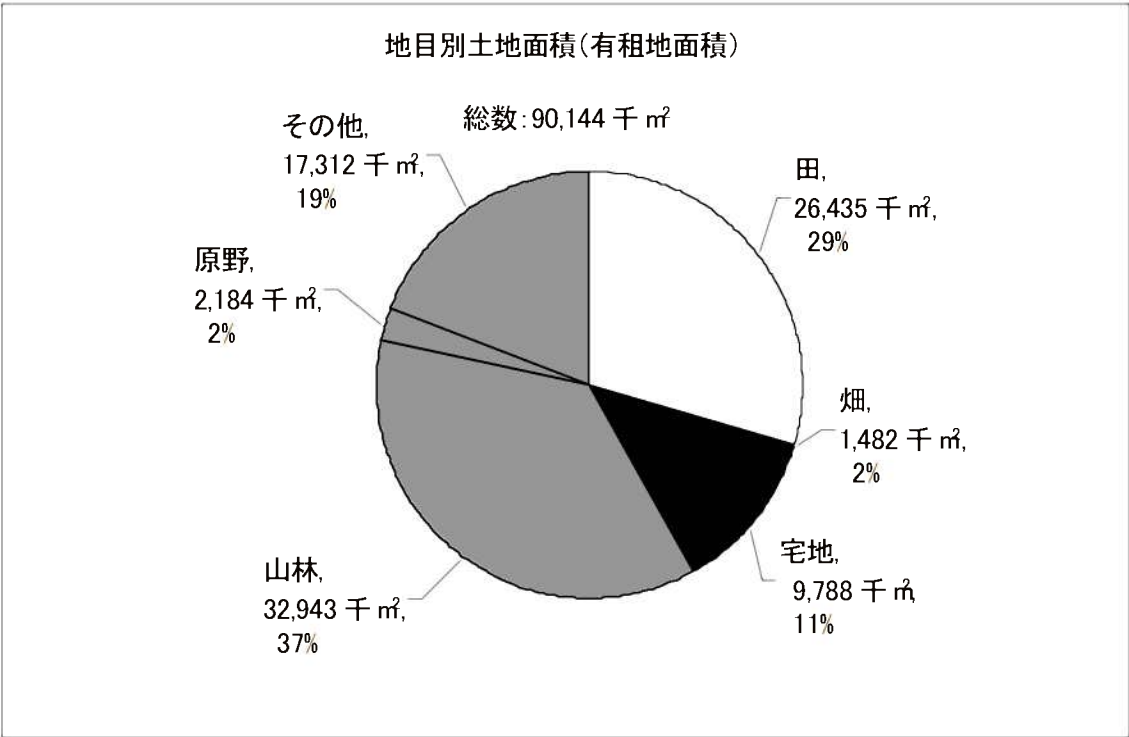


図 地目別土地面積 (有租地面積)
資料) 平成 18 年度版加東市統計書

昼夜間人口

単位:人		
区分	夜間人口	昼間人口
加東市計	40,181	44,378

資料) 平成 22 年国勢調査

※平成 22 年度は地域別人口データなし

第2 土地利用

加東市では、山林の占める割合が最も多く、次いで田、その他と続いている。また、宅地は全体の約 11%となっている。

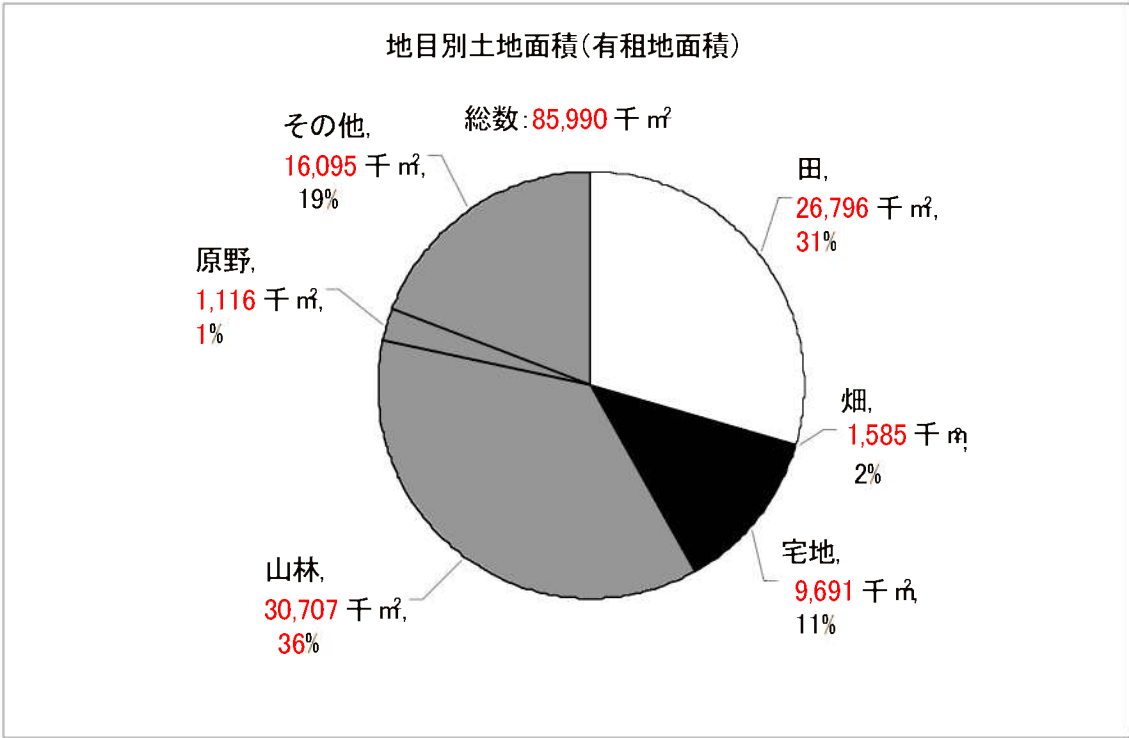


図 地目別土地面積 (有租地面積)
資料) 平成 22 年度版加東市統計書

風水害総則－17

第4 産業

加東市では、第3次産業就業者数が最も多く、増加傾向にあるが、その反面第1次産業及び第2次産業就業者数が減少傾向となっている。

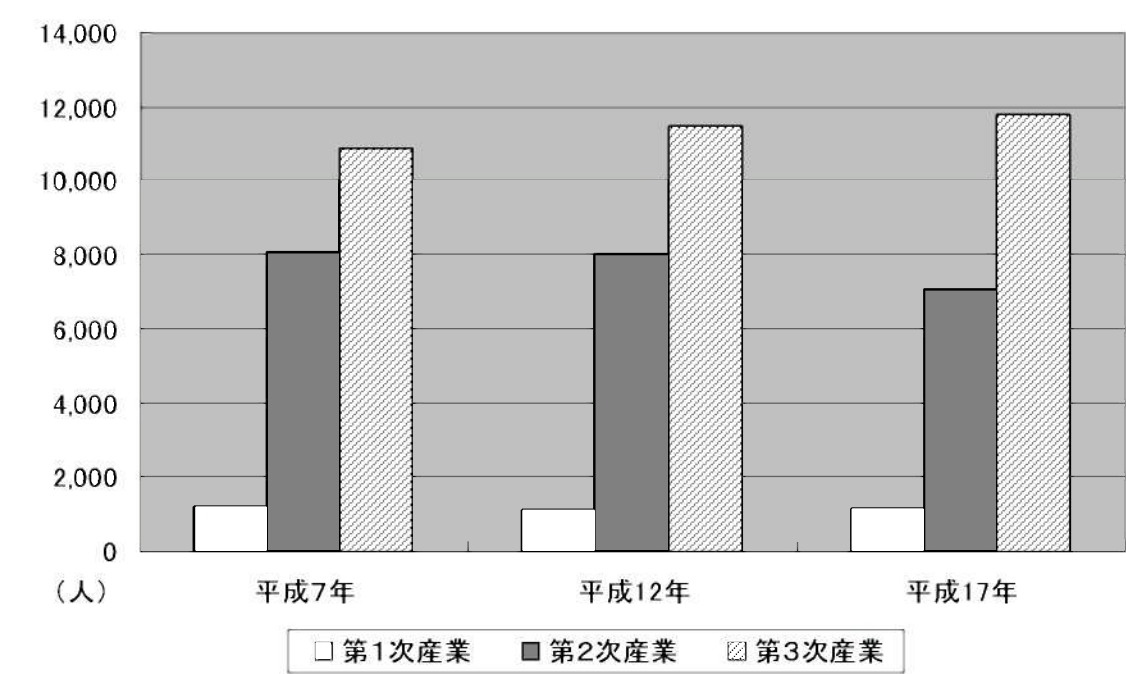


図 産業別就業者数
資料) 平成17年 国勢調査

風水害総則－18

第3節 風水害等の危険性と被害の特徴

第1 風水害発生状況

1 市内での風水害発生状況

加東市の水害は、ここ近年加古川の沿岸地域に集中する傾向にある。

過去の災害では、昭和40年9月10日～17日にかけて、台風23号、24号及び秋雨前線の豪雨により、負傷者、半壊、床上浸水等の被害が発生し、旧社町と旧滝野町及び旧東条町では災害救助法が適用された。

また、昭和51年9月13日には、台風17号による豪雨により、旧社町では、死者1名、負傷者2名、半壊1件、床上浸水67件の被害が発生し、災害救助法が適用された。

さらに、直近では平成16年10月の台風23号により、加古川沿いで多くの浸水被害が発生した。

ここでは、特に被害が甚大なものとして、台風23号をとりあげ災害の概要を記述する。

2 県内での風水害発生状況

兵庫県を襲った過去の風水害で大きな被害をもたらしたものは、梅雨前線による豪雨と台風の襲来に伴う風水害であり、発生時期は7月上旬と9月に集中している。そのうち、人的被害の大きいものは下表のとおりであるが、これ以外にも多くの災害が記録されている。

第4 産業

加東市では、第3次産業就業者数が最も多く、増加傾向にあるが、第1次産業及び第2次産業就業者数が減少傾向となっている。

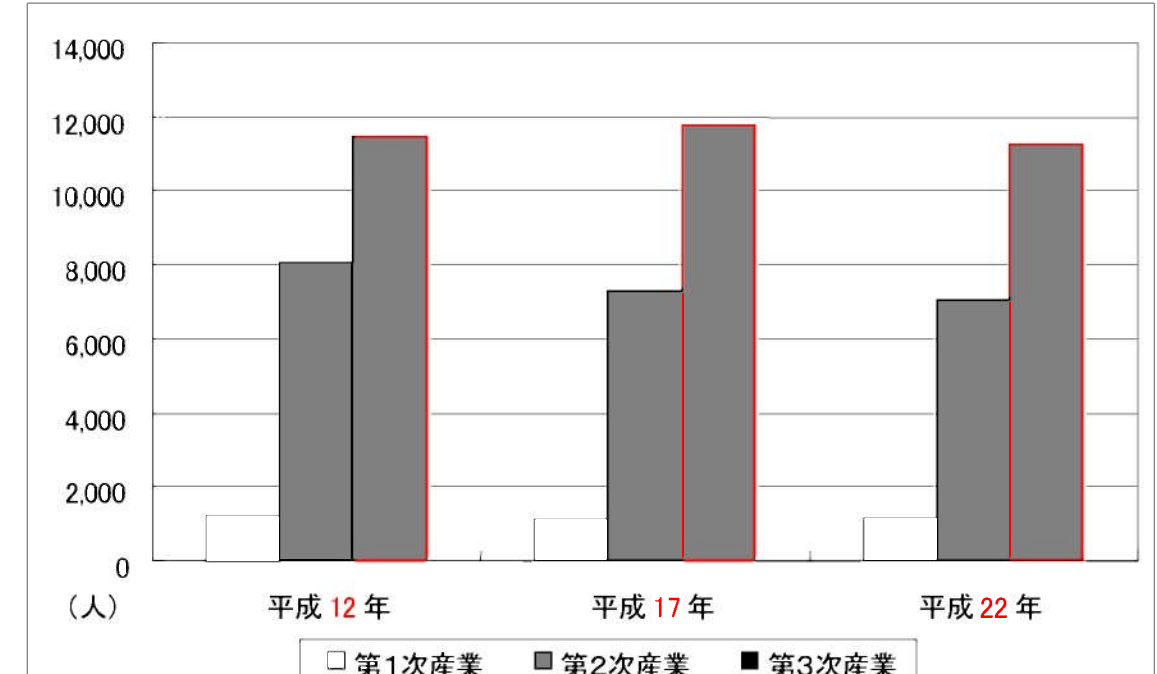


図 産業別就業者数
資料) 平成22年 国勢調査

第3節 風水害等の危険性と被害の特徴

第1 風水害発生状況

1 市内での風水害発生状況

加東市の水害は、近年加古川の沿岸地域に集中する傾向にある。

過去の災害では、昭和40年9月10日～17日にかけて、台風23号、24号及び秋雨前線の豪雨により、負傷者、半壊、床上浸水等の被害が発生し、旧社町と旧滝野町及び旧東条町では災害救助法が適用された。

また、昭和51年9月13日には、台風17号による豪雨により、旧社町では、死者1名、負傷者2名、半壊1件、床上浸水67件の被害が発生し、災害救助法が適用された。

さらに、直近では平成16年10月の台風23号により、加古川沿いで多くの浸水被害が発生した。

平成23年9月の台風12号においては、加古川の水位が避難判断水位を超えたことにより、加東市で初めてとなる避難勧告を発令し、111世帯、256人が避難し、人的被害を免れた。

ここでは、特に被害が甚大なものとして、平成16年10月の台風23号をとりあげ、災害の概要を記述する。

2 県内での風水害発生状況

県内で発生する風水害としては、梅雨・秋雨前線による豪雨、雷雲の発達等による局所的豪雨、台風による風水害(高潮害、波浪害を含む)、異常潮位現象による高潮、フェーン現象等による火災などが考えられる。

このうち、兵庫県内を襲った過去の風水害で大きな被害をもたらしたものは、梅雨前線による豪雨と台風の襲来に伴う風水害であり、発生時期は7月上旬と9月に集中している。そのうち、人的被害の大きなものは下表のとおりであるが、これ以外にも多くの災害が記録されている。

風水害総則－19					
	災害の名称	発生年月日	死者	負傷者	被災地域
梅雨前線	梅雨前線による豪雨	昭和 7.7.1～2	44 人	19 人	主として東播磨地域
	梅雨前線による豪雨	昭和 13.7.3～5	731 人	1,463 人	県内全域（特に神戸市）
	梅雨前線による豪雨	昭和 36.6.24～28	41 人	119 人	阪神・淡路・東播磨地域
	昭和 42 年 7 月豪雨	昭和 42.7.9	100 人	102 人	阪神・淡路地域
	昭和 46 年 7 月豪雨	昭和 46.7.17～18	22 人	100 人	西播磨地域
台風	台風	大正 7.9.13～14	120 人	28 人	主として但馬地域
	室戸台風	昭和 9.9.21	281 人	1,523 人	県内全域（特に神戸、但馬、淡路）
	ジェーン台風	昭和 25.9.3	41 人	904 人	県内全域
	台風 17 号	昭和 51.9.8～13	19 人	41 人	県内全域（特に西播磨・但馬）
	台風 23 号	平成 16.10. 20～21	26 人	135 人	県内全域（特に但馬、淡路）
特に被害が甚大なものとしては、梅雨前線による水害として、昭和 13 年と昭和 42 年の豪雨を、台風による風水害として、室戸台風とジェーン台風及び平成 16 年台風 23 号を取り上げ、災害の概要を記述する。					
風水害総則－21					
第 2 風水害等の危険性					
(1) 梅雨前線による豪雨					
昭和 13 年や昭和 42 年の大災害が代表的な事例であり、いずれも前線が兵庫県のすぐ南のあたりを東西に横切って停滞しているときに、熱帯低気圧が北上し前線の活動が活発化するという点で共通性があり、類似の気象条件になれば風水害発生 の危険性が大きい。また、降雨量によっては、土砂災害の発生が懸念される。					
(2) 台風による風水害					
台風は、1971 年～2000 年の平均で年に 26.7 個発生し、うち 2.6 個が本土に上陸している。台風には風台風、雨台風と呼ばれるものがある。特に雨台風は、台風自体がそのような性格を持っているのではなく、梅雨前線や秋雨前線が台風の進行方向前面にあるときには、前線北側の寒気との接触で大雨となるケースが多い。たとえば昭和 51 年 9 月の台風 17 号による宍粟郡一宮町での災害などはその典型的な事例である（家島では平年の年降水量の 80%を一時期に記録）。また、台風が北東に進んだ場合、昭和 9 年に阪神間に上陸した室戸台風のときの最大瞬間風速が神戸市で 33m/s、大阪市で 60m/s という例にみられるように、進路の東側で大きくなる傾向がある。					
台風についても、梅雨前線と同様に大雨になる可能性が高く、土砂災害が発生する恐れがある。					
第 3 災害想定					
本計画において想定する災害は、梅雨前線豪雨や台風による風水害、土砂災害及び大規模事故災害等とする。					

	災害の名称	発生年月日	死者	負傷者	被災地域
梅雨前線	梅雨前線による豪雨	昭和 7.7.1～2	44 人	19 人	主として東播磨地域
	梅雨前線による豪雨	昭和 13.7.3～5	731 人	1,463 人	県内全域（特に神戸市）
	梅雨前線による豪雨	昭和 36.6.24～28	41 人	119 人	阪神・淡路・東播磨地域
	昭和 42 年 7 月豪雨	昭和 42.7.9	100 人	102 人	阪神・淡路地域
	昭和 46 年 7 月豪雨	昭和 46.7.17～18	22 人	100 人	西播磨地域
台風	台風	大正 7.9.13～14	120 人	28 人	主として但馬地域
	室戸台風	昭和 9.9.21	281 人	1,523 人	県内全域（特に神戸、但馬、淡路）
	ジェーン台風	昭和 25.9.3	41 人	904 人	県内全域
	台風 17 号	昭和 51.9.8～13	19 人	41 人	県内全域（特に西播磨・但馬）
	台風 23 号	平成 16.10. 20～21	26 人	134 人	県内全域（特に但馬、淡路）
特に被害が甚大なものとしては、梅雨前線による水害として、昭和 13 年と昭和 42 年の豪雨を、台風による風水害として、室戸台風、ジェーン台風、平成 16 年台風 23 号及び平成 21 年台風 9 号を取り上げ、災害の概要を記述する。					
(6) 平成 21 年台風 9 号による災害					
平成 21 年の台風第 9 号は、四国沖をゆっくり北に進み、台風周辺の湿った空気と太平洋高気圧からの湿った空気が重なり西日本に流れ込んでいた。このため、兵庫県では大気の状態が不安定となり、9 日の夜には佐用郡佐用町、宍粟市、朝来市などでは猛烈な雨が降り、特に千種川水系の佐用地区では、最大 24 時間雨量 327mm(佐用雨量観測所)と既往最大雨量 187mm を上回る記録的な豪雨となった。					
第 2 風水害等の危険性					
(1) 梅雨・秋雨前線等の停滞による豪雨、記録的短時間の局所的豪雨					
梅雨・秋雨前線等の停滞による豪雨、記録的短時間の局所的豪雨が、都市化が進んでいる六甲山地の南斜面に降った場合、地形的にも山と海が迫り傾斜が急なことから、甚大な被害が予想され、事実、過去にも典型的な豪雨災害がもたらされてきた。					
そのうち、昭和 13 年、36 年、42 年の災害のときの気象条件をみると、いずれも梅雨前線が兵庫県のすぐ南のあたりを東西に横切って停滞しているところに熱帯低気圧が北上し前線の活動が活発化し、その結果淡路島東岸から神戸、阪神地域に多雨地域が分布していることなど、共通点が多く、同様の気象条件になれば、十分な警戒が必要である。過去に県内で 1 回に 150mm 以上降ったケースのうち 6 割は六甲山周辺に大雨をもたらしているという調査結果もあり、この地域は特に要注意である。					
(2) 台風による風水害					
台風は、昭和 56 年～平成 22 年の平均で年に約 26 個発生し、うち約 3 個が本土に上陸している。被害の状況から台風には風台風、雨台風と呼ばれるものがある。特に雨台風は、台風自体がそのような性格を持っているのはなく、梅雨前線や秋雨前線が台風の進行方向前面にあるときには、前線北側の寒気との接触で大雨となるケースが多い。たとえば昭和 51 年 9 月の台風 17 号による宍粟郡一宮町での災害などはその典型的な事例である（家島では平年の年降水量の 80%を一時期に記録）。また、台風が北東に進んだ場合、昭和 9 年に阪神間に上陸した室戸台風のときの最大瞬間風速が神戸市で 33m/s、大阪市で 60m/s という例にみられるように、進路の東側で大きくなる傾向があり、日本海の陸地に近い場所を東進した時には南風が吹き込んで兵庫県南部の海岸部など広い範囲で塩害が起きる恐れがある。					
高潮と高波は、台風が 980hPa 程度までの勢力を保って兵庫県付近を通過する場合は警戒を要し、吹送距離（風が水面に吹きつける距離）が長くなるほど大きくなる傾向がある。また高潮は、台風のコースによって急激に起きたり、長時間にわたったりすることがあり、ピーク時が満潮か干潮かによる違いも大きい。特に被害という観点からは高波を伴うかどうかで破壊力が大きく異なってくる。神戸・阪神間では、紀伊水道から入ってくるうねりに南南西の風による風浪が重なると、相当の被害が起こりうるので、特に注意が必要である。					
第 3 災害想定					
本計画において想定する災害は、梅雨・秋雨前線等の停滞による豪雨、記録的短時間の局所的豪雨や台風による風水害、土砂災害及び大規模事故災害等とする。					

風水害予防－31 第2編 災害予防計画 第4節 情報収集・伝達体制の強化 第8 地域住民に対する通信連絡手段の整備 市は、災害時の情報伝達手段として、CATVやかとう安全安心ネットの活用、アマチュア無線等の情報ボランティアの協力等について検討するとともに、防災行政無線の整備・構築を図り、災害時要援護者等、個々のニーズにも配慮の上、災害時における多様で多重な通信連絡手段の整備充実、民生委員・児童委員や社会福祉協議会、市国際交流協会、外国人雇用者の多い企業・事業所等との協力体制の構築に努める。 風水害予防－32 〈 現有の主な情報伝達手段例 〉 (1) CATV (2) かとう安全安心ネット（メール配信） (3) インターネット (4) 電話、ファクシミリ等 (5) サイレン、半鐘（特に緊急を要するとき。） (6) 広報車 (7) 消防関係車 (8) 放送事業者との連携（テレビ、ラジオ） (9) 消防団、自主防災組織、民生委員等人的ネットワーク (10) アマチュア無線等情報ボランティアの協力 第9 災害情報を瞬時に伝達するシステムの構築 気象庁が発する緊急地震即報をCATV等を活用して市民に瞬時に伝達するシステム（国民保護による全国瞬時警報システム等）の構築に努める。 風水害予防－39 第8節 災害救急医療システムの整備 第1 災害対応病院等の整備 市（公立社病院）は、病院施設・設備等の防災機能を強化するとともに、発災時を想定した防災マニュアルを策定する。	第2編 災害予防計画 第4節 情報収集・伝達体制の強化 第8 地域住民に対する通信連絡手段の整備 市は、災害時の情報伝達手段として、CATV、かとう安全安心ネット、エリアメールと緊急速報メール等の活用を図り、アマチュア無線等の情報ボランティアの協力等について検討するとともに、防災行政無線の整備・構築を図り、災害時要援護者等、個々のニーズにも配慮の上、災害時における多様で多重な通信連絡手段の整備充実に努める。また、民生委員・児童委員や社会福祉協議会、市国際交流協会、外国人雇用者の多い企業・事業所等との協力体制の構築に努める。 〈 現有の主な情報伝達手段例 〉 (1) CATV (2) かとう安全安心ネット（エリアメール等メール配信） (3) インターネット (4) 電話、ファクシミリ等 (5) サイレン、半鐘（特に緊急を要するとき。） (6) 広報車 (7) 消防関係車 (8) 放送事業者との連携（テレビ、ラジオ） (9) 消防団、自主防災組織、民生委員等人的ネットワーク (10) アマチュア無線等情報ボランティアの協力 第8節 災害救急医療システムの整備 第1 災害対応病院等の整備 市（加東市民病院）は、病院施設・設備等の防災機能を強化するとともに、発災時を想定した防災マニュアルを策定する。
--	--

風水害予防－41 第10節 避難所対策の充実 第1 避難所の指定 2 福祉避難所 災害時要援護者の避難を優先する避難所として、社福祉センター（ラポートやしろ）、滝野福祉センター（はびねす滝野）、東条福祉センター（とどろき荘）を福祉避難所として位置づける。 第2 避難所管理運営体制の整備 避難所への職員派遣計画を作成し、派遣基準を明らかにする。 避難所開設期間が7日を超えることも想定し、避難所管理・運営体制を整備する。 第3 施設、設備の整備 避難所となる施設は、バリアフリー化、看板等の設置、災害時にも最低限の機能を維持し、避難者の生活や管理運営が確保できる設備（避難者スペース、ライフラインの確保、物資の備蓄、情報収集機器等）や非常電源の確保など、計画的な整備を推進する。また、整備にあっては、災害時要援護者にも十分配慮するように努める。 第4 避難所運営組織の育成 (1) 市は、自治会、自主防災組織等の協力を得て、避難所運営組織の編成を図るなど運営体制の整備に努め、災害時の円滑な自主運営体制の確立を図る。 風水害予防－43 第11節 備蓄体制等の整備 第1 基本方針 (2) 住民の備蓄を補完するため、山崎断層地震被害想定における市の最大避難者数（1,350 人）を基準に、現物備蓄及び調達（流通在庫備蓄）により食料・生活必需物資供給体制の整備に努める。	第10節 避難所対策の充実 第1 避難所の指定 2 福祉避難所 災害時要援護者の避難を優先する避難所として、社福祉センター（ラポートやしろ）、滝野福祉センター（はびねす滝野）、東条福祉センター（とどろき荘）を福祉避難所として位置づける。また、高齢者福祉施設と協定を締結し、民間賃貸住宅、旅館、ホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所を確保する。 第2 避難所管理運営体制の整備 避難所への職員派遣計画を作成し、派遣基準を明らかにする。 避難所開設期間が7日を超えることも想定し、女性も含めた避難所管理・運営体制を整備する。 第3 施設、設備の整備 避難所となる施設は、バリアフリー化、看板等の設置、災害時にも最低限の機能を維持し、避難者の生活や管理運営が確保できる設備（避難者スペース、ライフラインの確保、物資の備蓄、情報収集機器等）や非常電源の確保など、計画的な整備を推進する。また、整備にあっては、女性、災害時要援護者（高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等）、にも十分配慮した、居住スペースの確保に努める。 なお、ペット（犬、猫等）にも配慮する。 1 避難所施設の利用上における女性や災害時要援護者への配慮 (1) 居住スペース等における配慮 間仕切りの導入など、最低限の遮蔽が可能になるよう配慮し、また、女性の避難者や災害時要援護者についても考慮の上、居住スペースを割り当てることに留意する。 (2) 更衣室等に関する配慮 避難所の居住スペースには、着替え時等において他人の目につかない場所の確保に努める。 (3) トイレに関する配慮 仮設トイレに関しては男女の区別がなく設置されるため、必要に応じて全体の何割かを女性専用のトイレとして設定し、外部から内部が見えにくい構造にするなど、女性にとって安心して使えるトイレ環境に配慮する。 (4) 洗濯物等に関する配慮 避難所生活中に洗濯が必要となった場合、女性の衣類の洗濯、物干し場所として男性の目につかないよう、男女共用の場所とは別に、女性専用の洗濯場所や洗濯機の設置、物干し場所の確保について配慮する。 (5) 風呂、シャワーに関する配慮 女性のプライバシーを確保し、荷物等の一時保管場所を設置するなど、安心して入浴等ができる環境について配慮する。 (6)巡回診療に関する配慮 避難者について診療の必要性の有無の確認を行い、医師会、歯科医師会、医療機関と調整し、巡回診療に努める。 2 避難所施設の利用上におけるペット（犬、猫等）への配慮 必要に応じて避難所施設にペット（犬、猫等）のためのスペースを原則屋外に確保することに努める。 第4 避難所運営組織の育成 (1) 市は、自治会、自主防災組織等の協力を得て、女性も含めた避難所運営組織の編成を図るなど運営体制の整備に努め、災害時の円滑な自主運営体制の確立を図る。 第11節 備蓄体制等の整備 第1 基本方針 (2) 住民の備蓄を補完するため、山崎断層地震被害想定における市の最大避難者数（9,635 人）を基準に、現物備蓄及び調達（流通在庫備蓄）により食料・生活必需物資供給体制の整備に努める。
---	--

第2 食料 1 備蓄、調達 (1) 食料給与対象者 ③ 病院、ホテル等の滞在者及び縁故先への一時避難者で当該滞在先及び避難先で炊事ができない者 風水害予防－44 第3 生活必需物資 1 備蓄、調達 (3) 品目 発災から3日以内に確実に必要になると考えられる次の品目について、重点的に取り組むとともに、災害時要援護者のきめ細かなニーズにも配慮することとする。 <table><tr><th>区分</th><th>特に重要な品目例</th></tr><tr><td>寝具</td><td>毛布ほか</td></tr><tr><td>外衣・肌着</td><td>下着ほか</td></tr><tr><td>身の回り品</td><td>タオルほか</td></tr><tr><td>炊事道具・食器</td><td>食器類、哺乳瓶ほか</td></tr><tr><td>日用品</td><td>トイレットペーパー、ポリ袋、バケツ、生理用品、紙おむつほか</td></tr><tr><td>光熱材料等</td><td>懐中電灯、乾電池、卓上コンロ・ボンベほか</td></tr></table> 風水害予防－49 第13節 廃棄物対策の充実 第3 応援体制の整備 2 災害時の廃棄物処理に関する応援協定 県及び神戸市安全協力会、(社)兵庫県産業廃棄物協会、(社)兵庫県水質保全センターとの間で、県の依頼・調整により、これらの団体が、被災市町を応援するしくみをつくるために、平成17年9月に災害時の廃棄物処理に関する応援協定を締結している。 風水害予防－50 第14節 災害時要援護者支援対策の充実 第2 災害時要援護者支援体制の確保 1 支援の対処となる災害時要援護者 災害時要援護者とは、災害時に必要な情報を的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいう (1) 高齢者（独居、高齢者夫婦世帯） (2) 心身障害者（身体、知的、精神） (3) 乳幼児、児童 (4) 難病患者 (5) 寝たきりの者 (6) 疾病者 (7) 妊産婦 (8) 外国人（日本語が理解できない人） 風水害予防－51 第4 社会福祉施設等の整備 1 社会福祉施設等の緊急保護体制の確立 一般の避難所では生活が困難な高齢者、障害者等の避難場所として社会福祉施設等が利用できるよう体制の整備を図る。	区分	特に重要な品目例	寝具	毛布ほか	外衣・肌着	下着ほか	身の回り品	タオルほか	炊事道具・食器	食器類、哺乳瓶ほか	日用品	トイレットペーパー、ポリ袋、バケツ、生理用品、紙おむつほか	光熱材料等	懐中電灯、乾電池、卓上コンロ・ボンベほか	第2 食料 1 備蓄、調達 (1) 食料支給対象者 ③ 病院、ホテル等の滞在者、帰宅困難者及び縁故先への一時避難者で当該滞在先及び避難先で炊事ができない者 第3 生活必需物資 1 備蓄、調達 (3) 品目 発災から3日以内に確実に必要になると考えられる次の品目について、重点的に取り組むとともに、災害時要援護者のきめ細かなニーズにも配慮することとする。 <table><tr><th>区分</th><th>特に重要な品目例</th></tr><tr><td>寝具</td><td>毛布、床マット、シーツほか</td></tr><tr><td>外衣・肌着</td><td>下着、防寒衣、衣類、くつ、スリッパほか</td></tr><tr><td>身の回り品</td><td>タオル、洗面用具、化粧品ほか</td></tr><tr><td>炊事道具・食器</td><td>食器類、哺乳瓶、紙コップ、紙皿、紙碗、箸、スプーンほか</td></tr><tr><td>日用品</td><td>トイレットペーパー、ポリ袋、バケツ、生理用品、紙おむつほか</td></tr><tr><td>光熱材料等</td><td>懐中電灯、乾電池、卓上コンロ・ボンベ、燃料、ストーブ、テレビ、ラジオほか</td></tr></table> 第13節 廃棄物対策の充実 第3 応援体制の整備 2 災害時の廃棄物処理に関する応援協定 県及び神戸市安全協力会、(一社)兵庫県産業廃棄物協会、(一社)兵庫県水質保全センターとの間で、県の依頼・調整により、これらの団体が、被災市町を応援するしくみをつくるために、平成17年9月に災害時の廃棄物処理に関する応援協定を締結している。 第14節 災害時要援護者支援対策の充実 第2 災害時要援護者支援体制の確保 1 支援の対象となる災害時要援護者 災害時要援護者とは、災害時に必要な情報を的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいう (1) 高齢者（独居、高齢者夫婦世帯） (2) 心身障害者（身体、知的、精神） (3) 乳幼児、児童 (4) 難病患者 (5) 寝たきりや認知症のある者 (6) 疾病者 (7) 妊産婦 (8) 外国人（日本語が理解できない人） 第4 社会福祉施設等の整備 1 社会福祉施設等の緊急保護体制の確立 一般の避難場所では生活が困難な高齢者、障害者等の避難場所として社会福祉施設が利用できるよう、高齢者福祉施設と協定を締結したり、民間賃貸住宅、旅館、ホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めるものとする。	区分	特に重要な品目例	寝具	毛布、 床マット 、 シーツ ほか	外衣・肌着	下着、 防寒衣 、 衣類 、 くつ 、 スリッパ ほか	身の回り品	タオル、 洗面用具 、 化粧品 ほか	炊事道具・食器	食器類、哺乳瓶、 紙コップ 、 紙皿 、 紙碗 、 箸 、 スプーン ほか	日用品	トイレットペーパー、ポリ袋、バケツ、生理用品、紙おむつほか	光熱材料等	懐中電灯、乾電池、卓上コンロ・ボンベ、 燃料 、 ストーブ 、 テレビ 、 ラジオ ほか
区分	特に重要な品目例																												
寝具	毛布ほか																												
外衣・肌着	下着ほか																												
身の回り品	タオルほか																												
炊事道具・食器	食器類、哺乳瓶ほか																												
日用品	トイレットペーパー、ポリ袋、バケツ、生理用品、紙おむつほか																												
光熱材料等	懐中電灯、乾電池、卓上コンロ・ボンベほか																												
区分	特に重要な品目例																												
寝具	毛布、 床マット 、 シーツ ほか																												
外衣・肌着	下着、 防寒衣 、 衣類 、 くつ 、 スリッパ ほか																												
身の回り品	タオル、 洗面用具 、 化粧品 ほか																												
炊事道具・食器	食器類、哺乳瓶、 紙コップ 、 紙皿 、 紙碗 、 箸 、 スプーン ほか																												
日用品	トイレットペーパー、ポリ袋、バケツ、生理用品、紙おむつほか																												
光熱材料等	懐中電灯、乾電池、卓上コンロ・ボンベ、 燃料 、 ストーブ 、 テレビ 、 ラジオ ほか																												

風水害予防－57 第17節 土砂災害対策の充実 第2 土砂災害による被害を防止するための対策 2 緊急時の警戒避難 (2) 避難の指示等の伝達 CATV、かとう安全安心ネット等による情報伝達 風水害予防－58 第18節 中山間地等における風水害対策 中山間地等における風水害対策について定める。 1 通信の確保 市は、孤立するおそれのある集落との通信途絶を防止するため、有線での通信拡充のほか衛星携帯電話、防災行政無線等の通信手段の確保に努める。 風水害予防－64 第3章 市民参加による地域防災力・減災力の向上 第2節 自主防災組織の育成強化 地域において、市民が自主的な防災活動を行うための組織である自主防災組織の育成、充実を図る対策を定める。 風水害予防－71 第4章 減災のための防災基盤の整備 第2節 水害防止施設等の整備 第2 内水の排除対策の推進 市は、台風や集中豪雨等による、慢性的な湛水による被害を防止するため、排水についての新設や増設に努め、関係機関にも要請していくとともに、市が委託を受けている排水樋門の管理を行なう。 風水害予防－75 第4節 地盤災害の防止施設等の整備 第7 災害危険区域対策の実施 (2) 危険住宅に代わる住宅の建設に要する経費 限度額 7,080千円（建物444万円、土地206万円、造成58万円が限度） 年利 8.5%を限度に金融機関からの借入利息について助成 助成区分 国1/2、県1/4、市1/4 風水害予防－78 第6節 ライフライン関係施設の整備 第3 電気通信施設の整備等 西日本電信電話株式会社は、災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせず、迅速な復旧を可能にする電気通信施設の整備と、関連する防災対策について努めるものとされている。 風水害応急－100 第2編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第3 災害対策本部	第17節 土砂災害対策の充実 第2 土砂災害による被害を防止するための対策 2 緊急時の警戒避難 (2) 避難の指示等の伝達 CATV、かとう安全安心ネット、エリアメール、緊急速報メール、公共情報コモンズ、ホームページ等による情報伝達 第18節 中山間地等における風水害対策 中山間地等における風水害対策について定める。 1 通信の確保 市は、孤立するおそれのある集落との通信途絶を防止するため、衛星携帯電話の設置や防災行政無線等の通信手段の確保に努める。 第3章 市民参加による地域防災力・減災力の向上 第2節 自主防災組織の育成強化 平成7年1月に発生した阪神淡路大震災や平成23年3月に発生した東日本大震災などの大規模地震は、人知を超えた猛威をふるい、多くの人命を奪うとともに、地域及び市民の財産に甚大な被害を与える。しかし、災害の発生を完全に防ぐことは困難であり、行政機関をはじめとして各種防災機関の初期の対応にも限界があり、被害を最小限にとどめるには市民の自主的な防災活動、すなわち、市民自らが出火防止、初期消火に努め、被災者の救出、救護、避難、誘導にあたり、避難所の開設及び運営にあたる的確な行動が必要である。 市民が自主的な防災活動を行うための組織である自主防災組織の育成、充実を図る。 第4章 減災のための防災基盤の整備 第2節 水害防止施設等の整備 第2 内水の排除対策の推進 市は、台風や集中豪雨等による、慢性的な湛水による被害を防止するため、排水についての新設や増設に努め、関係機関にも要請していくとともに、市が委託を受けている排水樋門の管理を行なう。 また、平成24年度加東市内水基礎調査結果に基づいた解析を行い、内水浸水被害防止に努める。 第4節 地盤災害の防止施設等の整備 第7 災害危険区域対策の実施 (2) 危険住宅に代わる住宅の建設に要する経費 限度額 4,060千円（土地を取得しない場合3,100千円） 年利 8.5%を限度に金融機関からの借入利息について助成 助成区分 国1/2、県1/4、市1/4 (注) 助成費の助成限度額は、平成23年度の額である。 第6節 ライフライン関係施設の整備 第3 電気通信施設の整備等 西日本電信電話㈱、㈱エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱、KDDI㈱は、災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせず、迅速な復旧を可能にする電気通信施設の整備と、関連する防災対策について努めるものとされている。 第2編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第3 災害対策本部
---	---

3 本部会議

本部長は、災害応急対策に関する基本方針等を協議するため本部会議を開催するものとし、次の職にある者をもって構成する。

- (本部長) 市長
- (副本部長) 副市長、教育長、技監
- (本部員) 議会事務局長、市民安全部長、企画部長、総務部長
福祉部長、地域整備部長、建設部長、上下水道部長、会計管理者、教育部長、消防長、地域情報センター所長、防災課長

3 本部会議

本部長は、災害応急対策に関する基本方針等を協議するため本部会議を開催するものとし、次の職にある者をもって構成する。

- (本部長) 市長
- (副本部長) 副市長、教育長、技監
- (本部員) 議会事務局長、市民安全部長、企画部長、総務部長
福祉部長、地域整備部長、建設部長、上下水道部長、会計管理者、教育部長、地域情報センター所長、防災課長、加東消防署長、消防団長

風水害応急－100

4 本部体制

(2) 災害対策本部体制

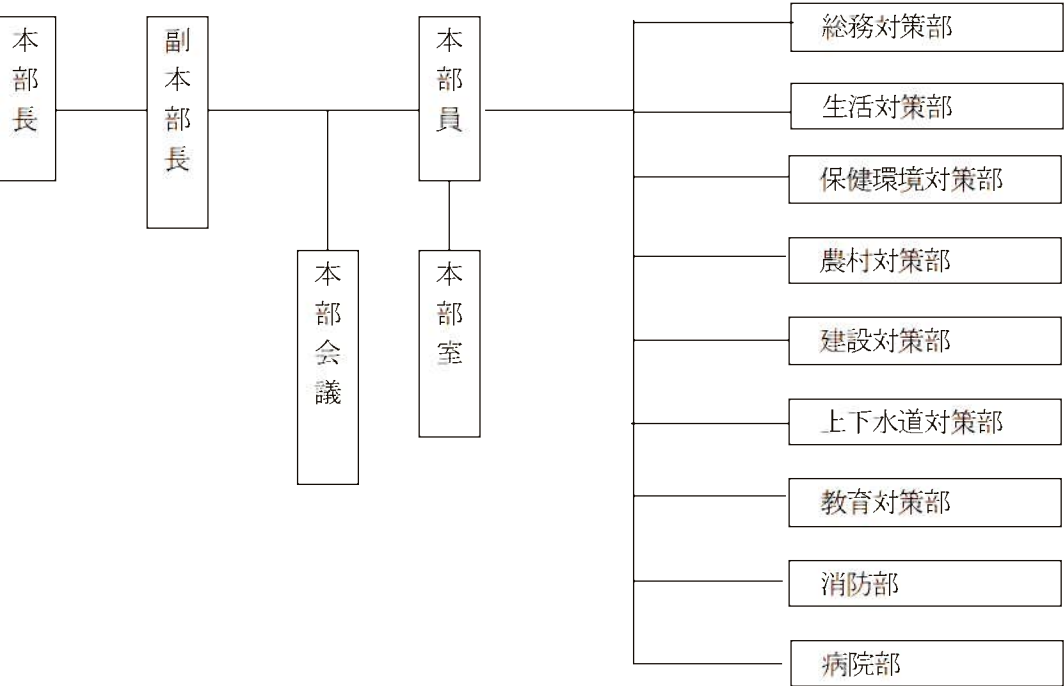
初動時の応急災害対策活動体制から、本部会議を経て順次この計画に基づく災害対策本部体制に移行するものとする。

4 本部体制

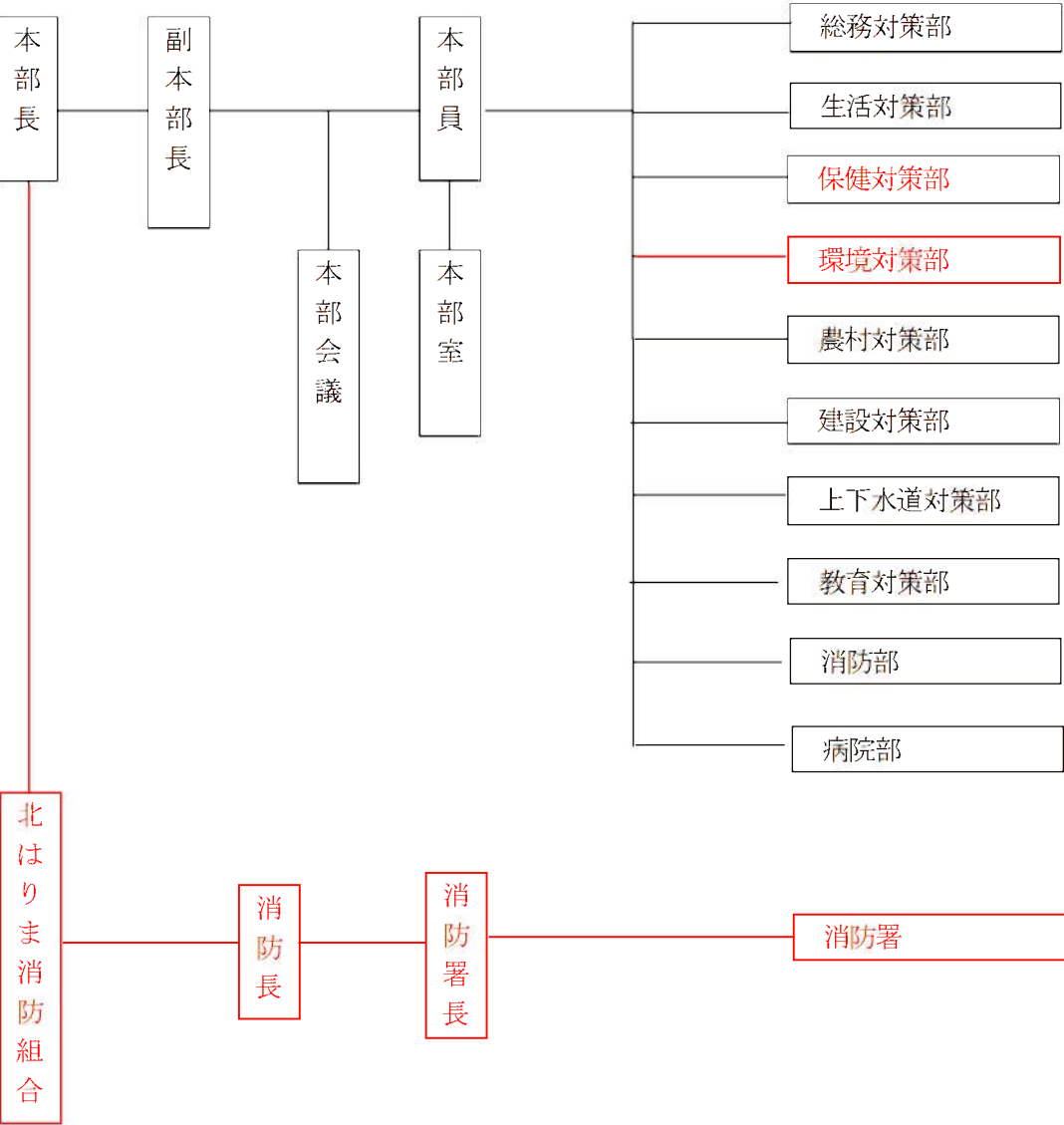
(2) 災害対策本部体制

初動時の応急災害対策活動体制から、本部会議を経て順次この計画に基づく災害対策本部体制に移行するものとする。

■組織図



■組織図



風水害応急－101			
■事務分掌		■事務分掌	
対策部	事 務 分 掌	対策部	事 務 分 掌
本部室	(本部室) 1 (災害対策)本部の設置及び閉鎖に関すること 2 本部会議に関すること 3 配備態勢、その他本部命令の伝達に関すること 4 県、県警察本部、他の地方公共団体、自衛隊等関係機関との連絡調整及び応援要請に関すること 5 他市町からの職員等派遣要請に関すること 6 各部、各班との連絡調整等に関すること 7 自主防災組織との連絡調整等に関すること 8 避難勧告、指示等に関すること 9 災害、気象情報並びに被害状況の情報収集に関すること 10 被害状況、応急対策実施状況の取りまとめ及び県への報告に関すること 11 災害救助法の適用申請に関すること 12 防災功労者の顕彰等に関すること 13 その他本部業務の庶務に関すること	本部室	(防災課) 1 災害対策本部の設置（閉鎖）に関すること 2 配備態勢、その他本部命令の伝達に関すること 3 避難勧告、指示等に関すること（発令状況の周知徹底） 4 県、県警察本部、他の地方公共団体、自衛隊等関係機関との連絡調整及び応援要請に関すること 5 各部、各班との連絡調整等に関すること ・重要事項の決定及び決定事項の各部への周知徹底 ・通信手段の確保・拡充 ・各部からの要請等処理 6 被害状況、応急対策実施状況の取りまとめ及び県への報告に関すること（取りまとめ結果の組織内、関係機関への報告） 7 本部会議に関すること（活動方針、復旧活動等の検討・決定） 8 自主防災組織との連絡調整等に関すること 9 災害、気象情報並びに被害状況の収集に関すること 10 その他本部業務の庶務に関すること 11 災害救助法の適用申請に関すること 12 他市町への職員等派遣要請に関すること 13 防災功労者の顕彰等に関すること
総務対策部	(総務班) 1 国、県に対する要望事項等被害関係資料の取りまとめに関すること 2 復興事業の企画案に関すること 3 各部の動員状況及び災害対策従事職員等の健康管理、被災救援など後方支援業務に関すること 4 職員の動員、各部の配置調整に関すること 5 災害派遣職員、自衛隊受入れに伴う後方支援業務に関すること 6 災害救助、救援のための作業員等の雇用に関すること 7 庁舎内及び周辺の警備に関すること 8 災害見舞金、死亡弔慰金に関すること 9 義援金、救援物資の配分に関すること 10 災害情報の収集に関すること	総務対策部	(議会事務局) 1 市議会への報告、連絡調整並びに提出資料の取りまとめに関すること 2 部内の応援 (企画政策課) 1 報道機関との連絡調整及び災害情報の伝達に関すること ・資料の作成及び情報提供、報道機関対応全般 ・記者会見設定等 2 災害に関する市民への広報に関すること 3 被害状況の写真による記録及び災害応急対策状況の記録に関すること 4 復興事業の企画案に関すること 5 部内の応援 (秘書広報課) 1 本部長及び副本部長の秘書に関すること 2 災害視察者その他見舞者の応接に関すること (地域情報センター) 1 C A T Vによる広報に関すること ※所管施設の被害状況把握、機能確保
部長 市民安全部長 副部長 防災課長		部長 副市長 副部長 防災課長	
担当課 総務課 防災課		担当課 防災課	
部長 企画部長 副部長 財政課長		部長 企画部長 副部長 総務部長	
担当課等 財政課 税務課 企画政策課 秘書課 情報管理課 地域情報センター 委員会事務局 議会事務局 会計課		担当課等 議会事務局 企画政策課 秘書広報課 地域情報センター 総務課 財政課 税務課 会計課 委員会事務局	

対策部	事 務 分 掌
総務対策部	(企画財政班)
部長	1 災害対策の予算及び財政計画に関すること
企画部長	2 応急対策に要する資金の調達に関すること
副部長	3 車両の調達・確保及び緊急輸送の確認に関すること
総務部長	4 市有財産の被害調査、応急対策に関すること
	5 災害対策物資、資材の調達及び配送に関すること
	6 災害電話の確保に関すること
担当課等	7 災害応急工事の契約等に関すること
財政課	8 所管防災行政無線局の管理運営及び無線施設の総合調整に関すること
税務課	(税務班)
企画政策課	1 被害に対する市税の減免、減税に関すること
秘書課	2 被災者等への租税等減免等の相談に関すること
情報管理課	3 被災家屋及び土地等の被害調査に関すること
地域情報センター	4 り災世帯調査台帳等の作成及びり災証明書発行に関すること
委員会事務局	(会計班)
議会事務局	1 災害関係費支出命令審査及び出納に関すること
会計課	2 災害対策に必要な現金の出納に関すること
	3 見舞金、義援金等の出納に関すること
	(広報・渉外班)
	1 災害に関する市民への広報に関すること
	2 報道機関との連絡調整及び災害情報の伝達に関すること
	3 市ホームページへの災害専用サイト開設、運営管理に関すること
	4 被害状況の写真による記録及び災害応急対策状況の記録に関すること
	5 災害視察者その他見舞者の応接に関すること
	6 本部長及び副本部長の秘書に関すること
	7 市議会への報告、連絡調整並びに提出資料の取りまとめに関すること
	8 C A T Vによる広報に関すること

対策部	事 務 分 掌
総務対策部	(総務課)
部長	1 災害情報の収集に関すること（被害状況等の収集及び報告等）
企画部長	・地震情報、気象情報
副部長	・道路、土木施設、電気、電話、ガス、水道、鉄道被害
総務部長	・各部からの報告、本部要請事項
	・避難状況
	・その他（職員被災状況等）
担当課等	2 職員の動員、各部の配置調整に関すること
議会事務局	3 災害派遣職員、自衛隊受入れに伴う後方支援業務に関すること
企画政策課	4 国、県に対する要望事項等被害関係資料の取りまとめに関すること
秘書広報課	※市所有の情報システムの機能確保
地域情報センター	※災害対策本部設置に伴う情報通信機器整備の補助
総務課	5 市ホームページへの災害専用サイト開設、運営管理に関すること
財政課	※避難所避難者名簿のデータ作成・管理
税務課	6 各部の動員状況及び災害対策従事職員等の健康管理、被災救援など後方支援業務に関すること
会計課	7 災害救助、救援のための作業員等の雇用に関すること
委員会事務局	8 災害見舞金、死亡弔慰金に関すること
	9 義援金、救援物資の配分に関すること
	(財政課)
	1 災害時優先電話の確保に関すること
	2 災害対策物資、資材の調達及び配送に関すること
	3 車両の調達・確保及び緊急輸送の確認に関すること（公用車管理含）
	4 市有財産の被害調査、応急対策に関すること
	※庁舎の被害状況調査及び応急対策の実施（機能確保）
	5 庁舎内及び周辺の警備に関すること
	6 応急対策に要する資金の調達に関すること
	7 災害応急工事の契約等に関すること
	8 災害対策の予算及び財政計画に関すること
	(税務課)
	1 被災家屋及び土地等の被害調査（認定）に関すること
	2 り災世帯調査台帳等の作成及びり災証明書発行に関すること
	3 被害に対する市税の減免に関すること
	4 市税全般の相談に関すること
	※税に関する各種申請窓口の設置
	5 部内の応援
	(会計課)
	1 災害対策に必要な現金の出納に関すること
	2 災害関係費支出命令審査及び出納に関すること
	3 見舞金、義援金等の出納（受け入れ）に関すること
	4 部内の応援
	(委員会事務局)
	1 部内の応援

風水害応急－103			
対策部		事 務 分 掌	
生活対策部		(福祉班)	
部長		1 被災者に対する食料品の調達、配給に関すること	
福祉部長		2 被災者に対する生活必需品の確保及び配給に関すること	
副部長		3 救援物資の受入れ及び配送に関すること	
社会福祉課長		4 生活福祉資金等の融資に関すること	
		5 災害援護資金に関すること	
担当課		6 福祉関係災害状況の収録及び応急対策実施の取りまとめに関すること	
社会福祉課		7 ボランティアの受入れ及び調整に関すること	
子育て支援課		8 被災者の生活相談に関すること	
高齢介護課		9 その他被災者生活救援対策に関すること	
		(避難所班)	
		1 避難所設置、運営に関すること	
		2 避難者の誘導、収容に関すること	
		3 炊き出し、学校給食施設との連絡調整に関すること	
		4 避難者の情報に関すること	
		5 行方不明者に関すること	
		(災害時要援護者班)	
		1 災害時要援護者等の救援に関すること	
		2 園児の保護及び応急保育に関すること	
		3 被災者の保険料免除（介護保険料）及び各種給付金の支払いに関すること	
保健環境対策部		(保健班)	
部長		1 医師会及び医療機関、健康福祉事務所との連絡調整に関すること	
市民安全部長		2 医療機関等の被害調査及び応急対策に関すること	
副部長		3 広域的な救急搬送受け入れ先としての後方支援病院の確保に関すること	
健康課長		4 医療ボランティアの受入及び調整に関すること	
生活課長		5 保健衛生、感染症の予防対策に関すること	
		6 防疫活動に関すること	
担当課		7 食品衛生及び食中毒の予防に関すること	
健康課		8 被災者の心のケア対策及び援護に関すること	
保険・医療課			
生活課			
市民課			
窓口センター			
対策部		事 務 分 掌	
生活対策部		(社会福祉課)	
部長		1 避難所設置、運営に関すること	
福祉部長		2 避難者の誘導、収容に関すること	
副部長		3 災害時要援護者等の救援に関すること	
社会福祉課長		4 被災者に対する食料品の調達、配給に関すること	
		5 被災者に対する生活必需品の確保及び配給に関すること	
担当課		6 救援物資の受入れ及び配送に関すること	
社会福祉課		7 炊き出し、学校給食施設との連絡調整に関すること	
子育て支援課		8 避難者の情報に関すること	
高齢介護課		9 行方不明者に関すること	
		※避難所開設に係る区長(自治会長)及び民生委員・児童委員への協力要請	
		※社会福祉協議会との連絡及び協力要請	
		10 ボランティアの受入れ及び調整に関すること	
		※社会福祉協議会との連携によるボランティアセンターの立ち上げ、連絡調整	
		11 その他被災者生活救援対策に関すること	
		12 被災者の生活（福祉）相談に関すること	
		13 生活福祉資金等の融資に関すること	
		14 災害援護資金に関すること	
		15 福祉関係災害状況の収録及び応急対策実施の取りまとめに関すること	
		※各種申請窓口の設置	
		(子育て支援課)	
		1 園児の保護及び応急保育に関すること	
		※保育児童の被災状況調査	
		※被災児童の保護・援護	
		※被災者に対する保育料の徴収猶予、納期限の延長及び減免措置等の検討	
		2 部内の応援	
		(高齢介護課)	
		1 避難者の誘導、収容に関すること	
		2 災害時要援護者等の救援に関すること	
		3 被災者の保険料免除（介護保険料）及び各種給付金の支払いに関すること	
		(市民課・窓口センター)	
		1 災害窓口相談対応等に関すること（り災証明書発行含）	
		※各種申請窓口の設置	
		2 遺体の収容及び処置、埋火葬等に関すること	
		3 部内の応援	
保健対策部		(健康課)	
部長		1 医師会及び医療機関、健康福祉事務所等との連絡調整に関すること	
市民安全部長		2 医療ボランティアの受入及び調整に関すること	
副部長		3 医療機関等の被害調査及び応急対策に関すること	
健康課長		※医療救護本部設置の検討	
		※応急救護所の設置支援	
		※傷病者名簿等の作成	
		※保健衛生用資器材の調達	
		※保健医療情報の収集	
担当課		4 広域的な救急搬送受け入れ先としての後方支援病院の確保に関すること	
健康課		5 保健衛生、感染症の予防対策に関すること	
		6 防疫活動に関すること（資機材、薬剤調達）	
		7 食品衛生及び食中毒の予防に関すること	
		8 被災者の心のケア対策及び健康管理に関すること	

対策部	事 務 分 掌
建設対策部	(建設班)
部長	1 管理施設の被害調査及び応急対策に関すること
建設部長	2 公共施設に関する被害調査及び応急対策に関すること
副部長	3 仮設道路の建設、障害物除去、交通規制等応急交通・緊急輸送対策等に関すること
土木課長	4 がけ地、急傾斜地等の災害対策及び応急復旧に関すること
	5 建設業者等への協力要請に関すること
	6 住家、人の被害調査に関すること
担当課	7 被災建物の応急危険度の判定に関すること
建設総務課	8 応急仮設住宅の建設に関すること
土木課	9 被災住宅に係る支援に関すること
都市整備課	

対策部	事 務 分 掌
建設対策部	(都市整備課・土木課)
部長	1 警戒パトロール実施に関すること（土砂災害危険箇所含）
建設部長	2 がけ地、急傾斜地等の災害対策及び応急復旧に関すること
副部長	3 管理施設の被害調査及び応急対策に関すること
都市整備課長	4 建設業者等への協力要請に関すること
	5 住家、人の被害調査（認定）に関すること
担当課	6 被災建物の応急危険度の判定に関すること
	※交通規制の指示及び実施
	※応急対策用資機材の調達
都市整備課	7 公共施設に関する被害調査及び応急対策に関すること
土木課	8 仮設道路の建設、障害物除去、交通規制等応急交通・緊急輸送対策等に関すること
加古川整備推進室	9 被災家屋の被害調査（認定）に関すること
	10 応急仮設住宅の建設に関すること
	11 被災住宅に係る支援に関すること
	※被災施設等の本復旧の実施及び実施方法の検討
	※住宅金融支援機構融資のあっせん指導検討

第2節 情報の収集・伝達及び報告

第1 情報収集・伝達手段の確保

1 通信機能の確保

通信設備の機能維持を図り、防災関係者間の通信及び市民等への広報手段を確保する。

主な通信手段

主な通信手段		主な通信区間
有線	一般加入電話・FAX CATV（TV映像及び音声告知放送、電話等をいう。以下同じ）	災害対策本部～防災関係機関・市民 ※CATV電話は域内のみ ※1
	災害時優先電話	
	防災気象情報提供システム	神戸海洋気象台～災害対策本部・消防本部
	土砂災害情報相互通報システム	気象会社～災害対策本部～CATV（映像）～市民等 ※1
有線／無線	兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）	災害対策本部～消防本部・県・近隣市町・防災関係機関
無線	兵庫衛星通信ネットワーク（衛星系／地上系）	災害対策本部～県・近隣市町・防災関係機関
	防災行政無線（移動系）	災害対策本部～災害現場・避難所※2
	MCA無線	災害対策本部～災害現場・避難所※3
	携帯電話	災害対策本部～災害現場
	かとう安全安心ネット	災害対策本部～市民等

※1 滝野地域の音声告知放送、電話は平成22年以降

※2 東条地域に限る。

※3 社、滝野地域に限る。

第2節 情報の収集・伝達及び報告

第1 情報収集・伝達手段の確保

1 通信機能の確保

通信設備の機能維持を図り、防災関係者間の通信及び市民等への広報手段を確保する。

主な通信手段

主な通信手段		主な通信区間
有線	一般加入電話・FAX・市ホームページ CATV（TV映像及び音声告知放送、電話等をいう。以下同じ）	災害対策本部～防災関係機関・市民 ※CATV電話は域内のみ ※1
	災害時優先電話	
	防災気象情報提供システム	神戸海洋気象台～災害対策本部・消防本部
	土砂災害情報相互通報システム	気象会社～災害対策本部～CATV（映像）～市民等
有線／無線	兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）	災害対策本部～消防本部・県・近隣市町・防災関係機関
無線	兵庫衛星通信ネットワーク（衛星系／地上系）	災害対策本部～県・近隣市町・防災関係機関
	防災行政無線（移動系）	災害対策本部～災害現場・避難所※2
	MCA無線	災害対策本部～災害現場・避難所※3
	携帯電話	災害対策本部～災害現場
	かとう安全安心ネット エリアメール・緊急速報メール 公共情報コモンズ	災害対策本部～市民等

※1 滝野地域の音声告知放送、電話は平成25年以降

※2 東条地域に限る。

※3 社、滝野地域に限る。

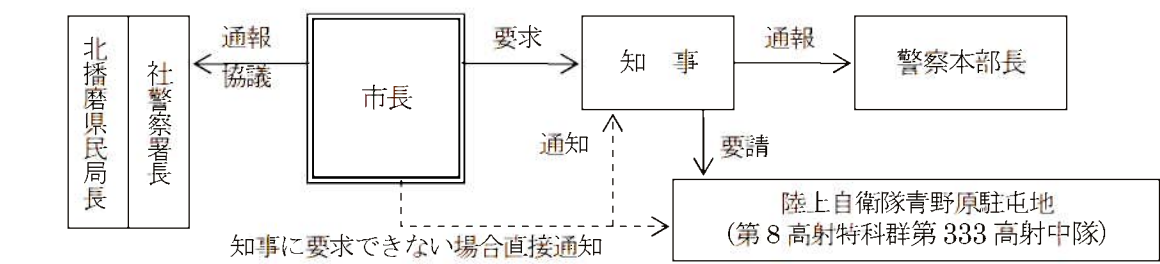
風水害応急－119（風水害応急－202 共通）

第3節 防災関係機関等との連携

第1 自衛隊への派遣要請

1 災害派遣要請の方法（市長 → 知事 → 自衛隊）

■派遣及び撤収要請手続経路



風水害応急－120（風水害応急－202 共通）

2 要請先等 ※連絡先等一覧

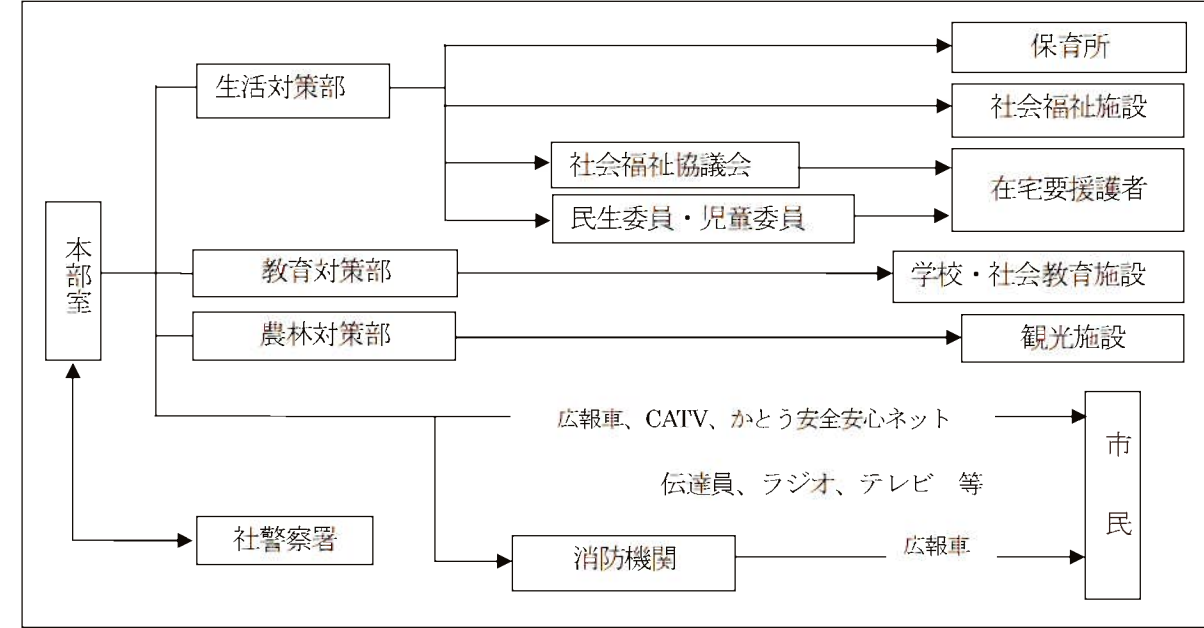
区 分		電話番号	
		勤務時間内	勤務時間外
県	北播磨県民局	42-9303 FAX42-4704	
	(災害対策本部設置時) 災害対策本部事務局	(078)362-9900（時間内外とも） FAX(078)362-9911～9912（時間内外とも）	
	(災害対策本部未設置時) 災害対策課（防災係）	(078)362-9988 FAX(078)362-9911～9912	(078)362-9900 FAX(078)362-9911～9912
自衛隊	陸上自衛隊青野原駐屯地（第8高射特科群第333高射中隊）	(0794)66-7301 内線 232	

風水害応急－141（風水害応急－222 共通）

第4節 避難対策

第1 避難の勧告・指示等

2 避難準備情報、避難の勧告・指示等の伝達

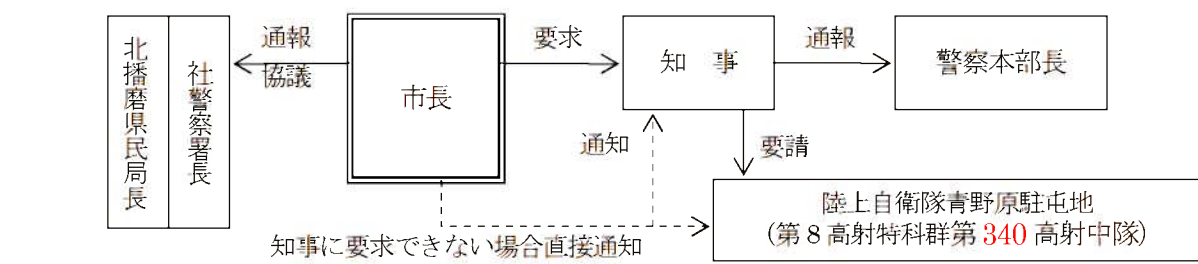


第3節 防災関係機関等との連携

第1 自衛隊への派遣要請

1 災害派遣要請の方法（市長 → 知事 → 自衛隊）

■派遣及び撤収要請手続経路



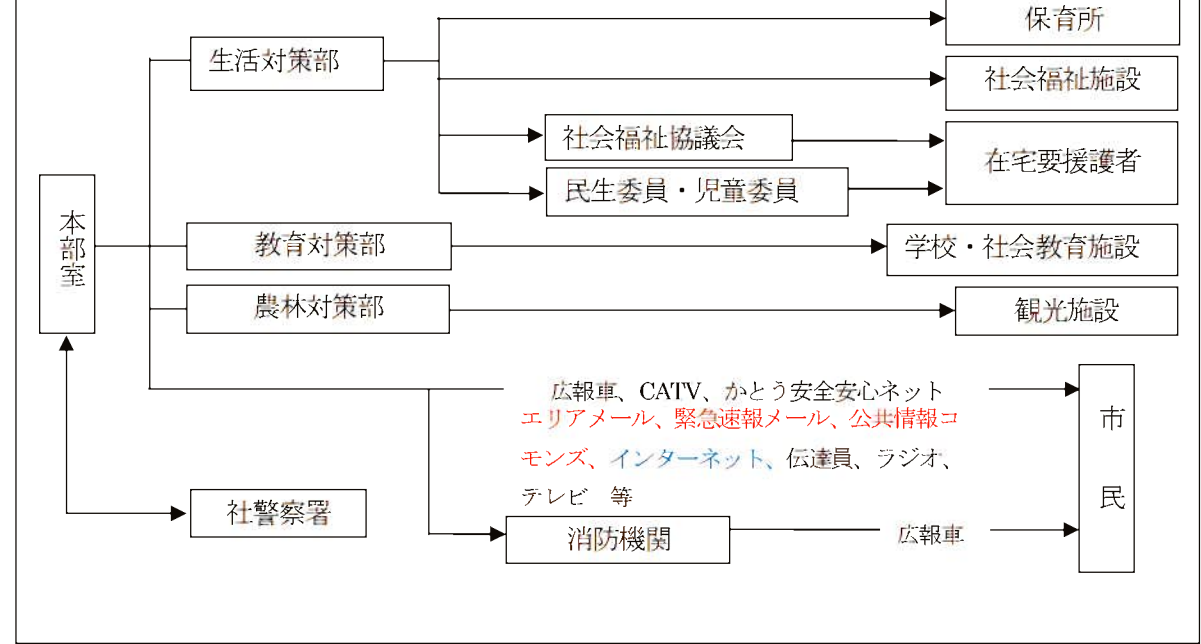
2 要請先等 ※連絡先等一覧

区 分		電話番号	
		勤務時間内	勤務時間外
県	北播磨県民局	42-9303 FAX42-4704	
	(災害対策本部設置時) 災害対策本部事務局	(078)362-9900（時間内外とも） FAX(078)362-9911～9912（時間内外とも）	
	(災害対策本部未設置時) 災害対策課（防災係）	(078)362-9988 FAX(078)362-9911～9912	(078)362-9900 FAX(078)362-9911～9912
自衛隊	陸上自衛隊青野原駐屯地（第8高射特科群第340高射中隊）	(0794)66-7301 内線 232	

第4節 避難対策

第1 避難の勧告・指示等

2 避難準備情報、避難の勧告・指示等の伝達



風水害応急－159 第8節 災害時要援護者支援対策 1 情報提供 (2) 伝達手段……………CATV、かとう安全安心ネット、広報車、広報資料、広報誌(紙)、ファクシミリ、インターネット、口頭伝達等 風水害応急－163（風水害応急－231 共通） 第10節 災害情報等の提供と相談活動 第1 災害広報 2 市における広報体制等 (3) 広報の実施 ② 市民に対する広報 ア 市民や被災者に対し、必要な情報や注意事項及び市の対策などを広報する。 イ CATV、広報車、定期又は臨時の広報誌（紙）、かとう安全安心ネット等のみならず自治会、自主防災組織等の協力を得て、災害情報の周知徹底を図る。 ウ 避難所等への情報提供 避難所等に対する情報提供ルートの確立、伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供する。 ア) 情報提供ルート…CATV、掲示板、避難所の職員・施設管理者、巡回員自主防災組織員、自治会等 イ) 伝達手段……………CATV、掲示板、広報資料、広報誌（紙）、かとう安全安心ネット、電話、ファクシミリ、インターネット、広報車、口頭伝達等 風水害応急－256 第5章 個別対策 第5 土砂災害対策 1 土砂災害警戒区域における警戒避難体制 (3) 予報又は警報の発令及び伝達 各班においても、神戸海洋気象台の発表する気象予警報等を速やかに収集し、災害対策本部が必要と認める気象情報等については、広報車、CATV、インターネット 等を有効に活用して、市民に対し速やかに伝達する。 (4) 土砂災害警戒区域内にある災害時要援護者関連施設に対する情報伝達 災害時要援護者班は、警戒区域内にある災害時要援護者関連施設の施設管理者に 対して、電話、FAXやEメール等により土砂災害に関する情報の伝達を行う。 な お、施設管理者自らもテレビやインターネット等による情報取得に努め、広報車の巡回等市の広報に注意する。 (5) 難勧告等の基準及び避難に関する事項 ④ 避難勧告等については、広報車、CATV、FAX、ホームページ、メール配信、戸別訪問、自主防災組織会、自治会及び消防団を通じた伝達等あらゆる手段により伝達する。 第18節 警備対策 〔実施関係機関：社警察署〕 警察署は関係機関と連携し、市内の災害警備のため、次の措置を講じるものとされている。 (1) 被害実態の把握 (2) 被災者の救出救護 (3) 危険箇所の実態把握及び警戒 (4) 気象情報等の収集及び伝達 (5) 危険区域居住者に対する避難の指示、勧告及び誘導	第8節 災害時要援護者支援対策 1 情報提供 (2) 伝達手段……………CATV、かとう安全安心ネット、エリアメール、緊急速報メール、公共情報コモンズ、広報車、広報資料、広報誌(紙)、ファクシミリ、インターネット、口頭伝達等 第10節 災害情報等の提供と相談活動 第1 災害広報 2 市における広報体制等 (3) 広報の実施 ② 市民に対する広報 ア 市民や被災者に対し、必要な情報や注意事項及び市の対策などを広報する。 イ CATV、広報車、定期又は臨時の広報誌（紙）、かとう安全安心ネット、エリアメール、緊急速報メール、公共情報コモンズ等のみならず自治会、自主防災組織等の協力を得て、災害情報の周知徹底を図る。 ウ 避難所等への情報提供 避難所等に対する情報提供ルートの確立、伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供する。 ア) 情報提供ルート…CATV、掲示板、避難所の職員・施設管理者、自主防災組織員、自治会等 イ) 伝達手段……………CATV、掲示板、広報資料、広報誌（紙）、かとう安全安心ネット、エリアメール、緊急速報メール、公共情報コモンズ、電話、ファクシミリ、インターネット、広報車、口頭伝達等 第5章 個別対策 第5 土砂災害対策 1 土砂災害警戒区域における警戒避難体制 (3) 予報又は警報の発令及び伝達 各班においても、神戸海洋気象台の発表する気象予警報等を速やかに収集し、災害対策本部が必要と認める気象情報等については、CATV、掲示板、広報資料、広報誌（紙）、かとう安全安心ネット、エリアメール、緊急速報メール、公共情報コモンズ、電話、ファクシミリ、インターネット、広報車、口頭伝達等を有効に活用して、市民に対し速やかに伝達する。 (4) 土砂災害警戒区域内にある災害時要援護者関連施設に対する情報伝達 災害時要援護者班は、警戒区域内にある災害時要援護者関連施設の施設管理者に 対して、CATV、掲示板、広報資料、広報誌（紙）、かとう安全安心ネット、エリアメール、緊急速報メール、公共情報コモンズ、電話、ファクシミリ、インターネット、広報車、口頭伝達等により土砂災害に関する情報の伝達を行う。 な お、施設管理者自らもテレビやインターネット等による情報取得に努め、広報車の巡回等市の広報に注意する。 (5) 難勧告等の基準及び避難に関する事項 ④ 避難勧告等については、CATV、掲示板、広報資料、広報誌（紙）、かとう安全安心ネット、エリアメール、緊急速報メール、公共情報コモンズ、電話、ファクシミリ、インターネット、広報車、戸別訪問、自主防災組織会、自治会及び消防団を通じた伝達等あらゆる手段により伝達する。 第18節 警備対策 〔実施関係機関：社警察署〕 警察署は関係機関と連携し、市内の災害警備のため、次の措置を講じるものとされている。 (1) 被害実態の把握 (2) 被災者の救出救護 (3) 危険箇所の実態把握及び警戒 (4) 気象情報等の収集及び伝達 (5) 危険区域居住者に対する避難の指示、勧告及び誘導
---	---

(6) 行方不明者の捜索及び死体の見分 (7) 被災地等における交通の安全と円滑の確保 (8) 被災地等における犯罪の予防活動 (9) 地域安全情報、災害関連情報等の広報活動 (10)関係機関の行う災害復旧活動に対する援助活動	(6) 行方不明者の捜索及び死体の見分 (7) 被災地等における交通の安全と円滑の確保 (8) 被災地等における犯罪の予防検挙 (9) 地域安全情報、災害関連情報等の広報活動 (10)関係機関の行う災害復旧活動に対する援助活動
--	--